

茨城県ひたちなか保健所 YouTube 公式アカウント運用ポリシー

1 総則

茨城県ひたちなか保健所では、YouTube を情報提供媒体として活用し保健衛生及び公衆衛生全般に関する情報発信を行うことで、管内の県民に対して情報に触れる機会を増やす。

2 目的

この運用ポリシーは、茨城県ひたちなか保健所が YouTube を県民等へ情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

3 発信主体及び管理者

発信主体及び管理は茨城県ひたちなか保健所とし、管理者は茨城県ひたちなか保健所総務課長とする。

4 アカウント

アカウント名は「茨城県ひたちなか保健所」とする。

5 投稿時間

原則、平日の8時30分から17時15分までとする。

ただし、管理者が必要と判断した場合はこの限りではない。

6 発信情報内容

管理者の監督のもと、県の保健衛生及び公衆衛生に関する以下の情報等を発信する。

- (1) 県の施策・事業に関する映像
- (2) 県が制作した映像
- (3) 県が主催・共催するイベントの映像
- (4) その他、管理者が許可した映像

なお、情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、内閣参事官（政府機関総合対策促進担当）の事務連絡（平成25年5月1日付 政府機関におけるソーシャルメディアの利用に係る情報セキュリティ対策等について（注意喚起））に基づき運営するものとする。

7 なりすまし防止

茨城県ひたちなか保健所ホームページ上にアカウント名を表示する。

8 留意事項

本アカウントは情報発信専用のため、投稿した動画に対してのコメント等に対する返信等を行わない。

本アカウントに投稿しているコンテンツ（文章、画像等）に関する知的財産権は、茨城県又は正当な権利を有する者に帰属する。内容について、著作権法上認められた場合のほか、無断で複製・転載をすることを禁止する。

9 禁止事項

本アカウントに対して、次のような行為を禁止する。

- (1) 個人情報を特定、開示、漏えい等するなどプライバシーを侵害すること。
- (2) 茨城県ひたちなか保健所又は第三者の名誉及び信用を傷つけたり、誹謗中傷すること。
- (3) 茨城県ひたちなか保健所又は第三者の著作権、肖像権等の知的財産権を侵害すること。
- (4) 他の利用者又は第三者になりすますこと。
- (5) 法令等に違反する、又は違反するおそれがあること。
- (6) わいせつな表現など、公序良俗に反すること。
- (7) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とすること。
- (8) 有害なプログラムを使用若しくは提供すること。また、その恐れがあること。
- (8) YouTube 利用規約に反すること。
- (9) その他茨城県ひたちなか保健所が不適切と判断したこと。

10 免責事項

- (1) 茨城県ひたちなか保健所では、本アカウントの投稿における情報の正確性及び完全性には細心の注意を払うが、それを保証する義務を負わない。
- (2) 茨城県ひたちなか保健所は、利用者が本アカウントの投稿動画を利用したこと、又は投稿を利用することができなくなったことによって生じたいかなる損害について、一切責任を負わない。
- (3) 茨城県ひたちなか保健所は、利用者によって投稿された本アカウントに対するコメントについて、一切責任を負わない。
- (4) 茨城県ひたちなか保健所は、本アカウントに関連して利用者間又は利用者と第三者間で発生したトラブル・紛争について一切責任を負わない。

11 その他

- (1) YouTube の運営について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が運営を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除する。
- (2) その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は管理者が別に定める。

この運用ポリシーは、令和2年9月16日から施行する